行政視察の報告

議会運営委員会及び議会だより編集委員会の実施した先進地への行政視察について報告します。
ホームページの中でも掲載していますので、是非ご覧ください。

議会運営委員会

●日程
9月4日から6日

●視察人員
委員12名、市執行部1名、議会事務局2名　計15名

●視察項目
〔3市共通の視察項目〕
①定例会（3月定例会を除く）の審議日程について
②一般質問について
③当初予算の審議について
④決算認定の審議について
⑤公社関係の予算・事業計画・決算等の審議方法について
〔北広島市・室蘭市の視察項目〕
⑥議会改革に向けた取り組みについて
〔室蘭市のみの視察項目〕
⑦議場のライブ中継について
⑧議会広報の充実に向けた取り組みについて

●視察先
【北海道北広島市】
一般質問において、制限時間（質問のみの時間として1人当たり40分まで）が設けられていました。また、議会広報紙の録音版と点字版が発刊されていました。

▶北広島市議会で説明を受ける委員

【北海道室蘭市】
公共施設のテレビやインターネットにより、本会議の映像が生中継されていました。また、議員定数を28名から24名に4名減少し、現議員の任期中の会派行政視察を廃止されていました。

▶室蘭市議会で説明を受ける委員

【北海道函館市】
合併後の在任特例期間中の議員報酬は、旧町村時代の報酬に据え置かれ、旧町村議会を1つの単位として議員団が組織されていました。また、本会議の録音・録画テープが市民に無償で貸し出されていました。

▶函館市議会を視察した委員

議会だより編集委員会

●日程
8月24日から25日

●視察人員
委員6名、議会事務局2名　計8名

●視察項目
議会広報紙の編集・発行について

●視察先
【東京都多摩市】
①一般質問や議会改革の現状報告などの記事について、議員自ら作成されていました。
②発行日短縮のため、一般質問の答弁記事は省略されていました。
③予算案等重要議案に対する賛否の態度について、議員ごとに掲載されていました。

▶多摩市議会で質疑する委員

【東京都立川市】
①定例会終了後、約3週間後に発行されていました。
②一般質問について、質問者の氏名と顔写真を掲載されていました。
③業者による全戸配布により、全世帯への配布の徹底が図られていました。

▶立川市議会で紙面を手に説明を受ける委員

決議（全文記載）意見書（要旨）

国会及び政府関係機関に送付しました。

北朝鮮が実施した核実験に対し反対する決議

北朝鮮が実施した核実験に対し、反対する決議を全会一致で可決しました。（全文掲載）

朝鮮民主主義人民共和国の地下核実験に反対する決議

平成18年（2006年）10月9日に朝鮮民主主義人民共和国が地下核実験の実施を発表したところである。

朝鮮民主主義人民共和国の地下核実験は、国際社会の度重なる自制を無視し強引に実施したことは国際社会への挑発的な行為であり、核実験禁止を求める国際世論を無視し、世界的な核軍縮や核兵器の廃絶を求める世界の人々の願いを踏みにじるものである。

宇治市議会は、世界の恒久平和の実現に向けて核実験停止・核軍縮・核不拡散を願い、核実験を実施しようとする動きに対しては、いずれの国に対してもその自粛を求めてきたところであり、この度、地下核実験を強行したことは、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、国際世論に反する誠に遺憾な行為である。

宇治市議会は、昭和62年（1987年）に「核兵器廃絶平和都市宣言」を決議し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を目指しているところである。21世紀を核兵器も戦争もない平和な時代に導くため、朝鮮民主主義人民共和国の地下核実験に対して改めて強く抗議するものである。

以上決議する。

平成18年10月11日

宇治市議会

障害者自立支援法の抜本的見直しを求める意見書

本年4月より「障害者自立支援法」が施行され、これまでの支援費制度から障がい者施策が大きく転換した。

同法によって、支援費制度の枠外に置かれていた精神障がいを利用者の対象とすることになった一方で、障がい者がサービス利用に応じて利用料を負担する「定率負担」が導入されたことにより、障がい当事者やその家族が困窮する事態が顕在化している。

10月からは市町村が主体となる地域生活支援事業が実施されているが、国庫補助は統合補助金方式であり利用実績が反映されていないものである。地域生活支援事業は今後も利用者が増加し、障がいに応じたさまざまな支援が必要になってくることは必至であり、国が大きく財政支援することは不可欠である。

よって、障害者自立支援法を抜本的に見直し、下記事項を含む施策の実現を要望する。

①所得認定は、本人所得のみとし、障害年金や手当てしか所得がない障がい者の利用料は無料とする。
②工賃の支払われる就労支援事業は、利用料を徴収しない。
③障がい者のサービス利用の中断などについて緊急の実態調査を行い、対策を講じる。
④障害程度区分認定は試行事業と扱い、旧制度で利用していたサービス量を保証する。
⑤自立支援法関連の自治体独自補助についての自治体間格差の実態調査と解消を行う。
⑥自立支援法による施設の経営危機を救うための緊急対策を講じる。

介護ベッドなどの取り上げを止めさせ高齢者に公的な介護を保障するなど介護保険制度の改正に関する意見書

改正介護保険法が4月から施行され、多くの高齢者から容赦なく公的な介護サービスが奪われている。サービス水準を低下させ、新たな自己負担の導入により介護保険が使いづらいものとなっては、介護保険制度創設の主旨を大きく損ねる結果につながる。

よって、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望する。

①介護保険の被保険者・受給者範囲の拡大については、18年度末までに成案を得ること。
②新予防給付等改正法の実施により、これまでのサービス利用者の生活の利便が後退しないよう運用の実態を検証し、必要な見直しを図ること。
③税制改正に伴う介護保険利用者負担の増加、年金給付水準の引き下げ等現在の高齢者の生活状況を考慮し、過度な利用者負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
④介護ベッドやヘルパーなどの取り上げをやめること。
⑤国庫負担割合を引き上げること。
⑥ケアプラン作成に関する介護報酬や基準のあり方を抜本的に改善し、介護が必要と認定されても介護保険が利用できない事態をなくすこと。
⑦介護施設の利用料負担をおさえ、市町村向けの交付金の引き上げなど、基盤整備に対する支援の見直しを行うこと。
⑧地域包括支援センターの活動を充実させるため、財政的な支援を行うこと。
⑨介護サービスに従事する者の労働条件を改善すること。

傍聴にお越しください

1.本会議の傍聴について
○傍聴の手続き
①本会議場の傍聴席は議会棟4階にあります。
②議会棟4階の傍聴受付で、住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入し、受付箱に投函してください。
③先着順でご入場ください。
○傍聴席定員
①傍聴席　65席
②車いす　5台

2.委員会の傍聴について
○傍聴の手続き
①委員会室の傍聴席は議会棟3階にあります。
②議会棟2階の議会事務局で、所定の傍聴申込書に、住所、氏名、傍聴を希望する案件名を記入してお申し込みください。
③申込者に対して、『傍聴許可書』をお渡しします。
④開会予定時刻の30分前で定員を超える場合は抽選、超えない場合は先着順に入場できます。
○傍聴席定員
①第1・2委員会室　10席
②第3委員会室　20席
※車いす対応可

3.傍聴に際しての注意事項
議場の秩序をみだし、会議を妨害した場合は、退場していただくことになりますのでご注意ください。（宇治市議会傍聴規則第6条、第7条）

▶審議中の委員